

**第4回南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会
会 議 録**

会議名称	第4回南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会					
開催日時	平成19年 5月12日(土) 13:30~16:00					
開催場所	原町区役所2階正庁					
議長	副会長 青田利幸					
	分野・キーワード	委員名		研究会委員所属	研究会委員名	
1	女性団体	おかざき きぬえ 岡崎 絹江	—	人事法務課	羽山 時夫	—
2	ボランティア	ただの まもる 唯野 守	○	自治振興課	平田 良親	—
3	中間支援組織	おばた けいこ 小畑 瓊子	○	市民課	椀台真喜子	—
4	まちづくり	にしやま たねお 西山 種大	○	高齢福祉課	渡邊 幸以	—
5	子育て	たかだ けいこ 高田 恵子	○	観光交流課	今野 浩宗	—
6	障がい者支援	あおた よしゆき 青田 由幸	○	土木課	吾妻 庄吾	—
7	文化活動	もりおか こう 森岡 こう	○	教育総務課	新田 正英	—
8	国際交流	わかまつ ようこ 若松 蓉子	—	議事係	小林総一郎	—
9	高齢社会	すずき たかのり 鈴木 孝紀	○	地域振興課	小高 千舟	—
10	交流	はこざき しゅんいち 箱崎 俊一	—	地域振興G	但野 真敏	—
11	I J Uターン	いけだ よしお 池田 悦郎	—	地域振興課	岡田 淳一	—
12	公募(小高区)	あおた としゆき 青田 利幸	○	情報政策課	木村 浩之	○
13	公募(小高区)	えねい とみお 江井 富雄	—	都市計画課	鈴木 隆	—
14	公募(小高区)	すずき きよのぶ 鈴木 清延	○	地域振興課	丸山 光清	○
15	公募(鹿島区)	まつだ ふみお 松田 文男	—	企画経営課	林 秀之	○
16	公募(鹿島区)	こしの せつこ 越野 節子	—			
17	公募(鹿島区)	こんの めぐみ 今野 愛	○	事務局		
18	公募(原町区)	むらた かずみ 村田 和美	—	企画経営課	紺野 昌良	○
19	公募(原町区)	まえだ ひでこ 前田 英子	○		庄子 まゆみ	—
20	公募(原町区)	おかだ きよ 岡田 規代	○		横田 美明	○
出席状況	市民懇談会 : 出席 12名 欠席 8名 研究会 : 出席 3名 欠席 12名					

1. 開会

2. 会議

■ 議長

次回会議の内容についてですが、いよいよ具体的な協議に入っていくこととなりますので、その前段に、委員の皆さんが各々疑問に思っている点などを出していただき、それを解消したうえで、具体的協議に入りたいと考えますが、いかがでしょうか。

■ 委員

まだ自治基本条例について解らないことがあります。委員が共通認識を持って協議をしていくことが重要であると考えます。ニセコ町ではなぜまちづくり基本条例が必要だったのか、原町市ではなぜ必要だったのか。この点についての共通認識が必要だと考えます。

■ 委員

本日の会議を疑問等の解決するための会議とし、次回、自治についての現状把握についての議論をするということでしょうか。

■ 議長

本日の会議は予定どおりに行うこととし、次回、疑問解決のための会議にしてはいかがかとの提案です。

■ 委員

なぜ、自治基本条例が必要なのかについて理解する必要があると思います。

■ 議長

事務局の考えを示していただけますか。

■ 事務局

第1回会議の際にお配りいたしました資料5をご覧ください。

こちらに3点掲げております。ひとつに、地方分権の伸展があげられます。地方分権による条例制定権の範囲の拡大であり、自治体が地域の総合行政を進めるために、市民の権利や自治体運営に関する基本事項を明確にし、市民参加や協働のしくみを整える必要がでてきたことによるものです。ふたつに、既存法の不足があげられます。自治体に関する基本事項は、地方自治法などにおいて規定されていますが、市民参加や協働、情

報公開などについては、基本となる事項がなく、またこれらの事項は、自治体の独自の基本姿勢に関わることから、法令等を補う必要がでてきたことによるものです。三つに、システム化の必要があげられます。首長がかわっても、自治体運営の基本事項を継続するために条例の整備が必要なことによるものです。

■ 議長

原町市における「みんなのまちづくり基本条例をつくる会」では、どのような議論が行われてきたのか、会議の進め方はどのようなものであったのかなどについても、知っておきたいと考えます。

■ 委員

条例の制定は、市民が望んだものだったのか、行政が主導したものなのかといえば、他市の状況等を見ても、行政主導が多かったのではないかと考えます。ですから、条例の内容が啓蒙的なものに止まっているように思います。

本懇談会は、委員が求めれば、会議の回数を増やすこともできるものと思っています。私たち委員の取り組み如何によって、私たち委員が望む条例をつくり上げることが出来るものと考えています。

■ 委員

原町市における「みんなのまちづくり基本条例をつくる会」では、当初の4、5回は会議らしい会議ができない状態でした。共通認識を持つどころか会議として成り立たないという状況でした。そのために、後半は、かなり密度を高めた会議を行う必要がありました。

市民による委員会においては、委員各々の参加の動機あるいは関連する知識などが異なっていることから、会議運営が難しくなるのは当然だと思います。そのような状況にあっても、会議の回数を増やすなどしながら、与えられた時間のなかで、雑談も交えながら認識を高めていく必要があるのだと考えます。

■ 議長

会議も密度も高め、また会議回数を増やすなど、委員としてしっかりとした取り組みをしなければならぬと感じました。

そのうえでも、共通認識をもつ必要があると考えます。

■ 委員

各委員のモチベーションも異なるだろうし、事務局の考えもあるのでしょうから、そ

のあたりも確認しながら進める必要があると考えます。

■ 議長

前回の会議で協議した「原町市まちづくり基本条例の検証及び他市条例比較研究」につきましては、協議内容を、事務局において別紙のとおり取りまとめされていますが、このような内容で宜しいでしょうか。加えるべき事項などはありますか。

■ 委員

時間の関係もあり4自治体との比較になってしまいましたが、事例は多数あり、また、それぞれが特色を持っています。前回の協議は限られたものとなりますので、多くの事例について、全文に目を通し、南相馬市の自治基本条例に盛り込むべき事項を探っていく必要があると思います。

■ 議長

前回の会議の目的が、自治基本条例にはいったい何が書かれているのだろうということを視点を、自治基本条例とはどんなものなのかを各委員の知っていただくというものでありましたので、ウォーミングアップを行ったと思っています。今後、更に多くの事例について調べていく必要があると考えます。

■ 委員

どのような項目を盛り込むのかを決めても、条文になってみないと、盛り込むべきとした趣旨に沿うものかどうか解らないと思います。しかし、私たちが条文を作ることになると、専門的な知識がないことから難しいものと思います。

■ 議長

私たちが条文を作ることは必要なことだと考えます。完璧というのは難しくてもできないことではないと考えます。

私たちが条文を作ることに携わることができるのでしょうか、できないのでしょうか。

■ 研究会委員

原町市における「みんなのまちづくり基本条例をつくる会」では、条例に盛り込むべき事項をつくる会として報告し、それに基づき行政が条文を作成し、またその条文をつくる会に示し、つくる会では報告した意図が条文に反映されているかを確認し、必要であれば意見を述べ、それをまた行政が条文に表すというような、キャッチボールを行って策定してきました。今回も、このようなキャッチボールができるものと理解していま

す。

■ 事務局

そのようなやり取りが必要なものと理解しています。

■ 委員

他市の市民委員会には大学教授などの専門家あるいは法律家が参画しており、専門的な議論もなされてきたのだらうと考えられますが、この点につきましても、私たち委員が必要に応じて求めていけばよいのではないかと考えます。

■ 議長

確かに他市においては大学教授などの専門家あるいは法律家が参画しており、本市民懇談会には専門家がおられません。そういう意味でも、より多くの市民に私たち市民が作り上げた条例であることを認知していただく必要があり、そうでなくては最高規範性が伴わないものになってしまうと考えます。

■ 委員

自治基本条例制定の最終目的は自治意識を高めることなのだと考えています。本懇談会では、この目的に即して、条例に盛り込むべき事項を議論し、それを専門家の手で条文としていただき、その内容を本懇談会で改めて検証するということがよいのではないかと思います。

■ 議長

原町市における「みんなのまちづくり基本条例をつくる会」では、どのように手続きを踏んだのでしょうか。

■ 研究会委員

原町市における「みんなのまちづくり基本条例をつくる会」において、市民の希望、要望、あるいは条例に盛り込みたい事項、方向性などを出していただき、それを職員で構成する自治基本条例研究会において、「こういった内容ではどうか、こういった表現が良いのではないか」などの議論を重ねながら、かつ法規担当課との連携を図って、条文としての形を形成していき、それをつくる会にお示ししながら、修正をしていくという、キャッチボールを行って策定しました。今回も同じような手法で進めていきたいとの考えであります。

■ 事務局

条文については、やはり専門性が求められる部分があり、市役所の法規担当部門の意見を踏まえて作成しなければならないと考えています。

他市においては専門家が参画しており、本懇談会には専門家がないということではありますが、大学の教授などは学問、学術の研究という側面からの参画も多く見られ、決して、専門家がないといって内容が劣るといようなことはないと思いますし、むしろ、条例制定にかける想いは皆さまの方が強いと考えますことから、自信を持って意見を述べていただきたいと思います。

■ 議長

自治基本条例研究会はどのくらいの頻度で開催されているのでしょうか。

■ 事務局

研究会は基本的に市民懇談会開催前に実施することとしており、このことから、月2回の開催となっております。

■ 議長

現在実施している「まちづくり懇談会」において、総合計画策定のための市民アンケートを実施しているとの説明がありました。その調査結果を本懇談会にも示していただきたいと考えます。

■ 事務局

単純集計結果が出るのが6月上旬、クロス集計などの全ての集計が終了するのが6月末を予定しております。集計が出来次第皆さまにもお示しさせていただきます。

■ 委員

「どこどこ」の自治体の条例を見たいなど、委員として必要と考える資料について、要望すれば準備いただけるのでしょうか。

■ 事務局

可能な限り準備させていただきます。

■ 議長

「原町市まちづくり基本条例の検証及び他市条例比較研究」については、今後他市条例も含めて、委員が各々に検証を加えていくということ为宜しいでしょうか。

■ 委員

事務局のまとめの中で「わからなかったこと」の項目が2段に分かれています。種類が違うとの解釈からこのような表記になったものと考えますが、この「わからなかったこと」の取り扱いはどのようになるのでしょうか。

■ 議長

条例を比較検証したなかでのわからなかったことと会議の進め方、あり方で解らなかったことの違いのようですが、条例の比較検証の中でわからなかったことについては、今後の各委員の検証及び会議での議論の中で取り上げられるものと考えます。会議の進め方、あり方についてのわからなかったことは、今回から、「ふりかえりシート」を活用しながら、会議の進め方、あり方をより良い方向にもっていこうとの考えも示されるようです。

■ 事務局

事務局で第1回会議の際にお示しした「今後の予定」について改めて説明させていただきます。

第2回会議の学習会の際に、講師である山口先生は「条例は地域の問題解決のために使う実用の道具である」ということをおっしゃっていました。このことから、地域において自治に関するどのような問題があるのかというのが最初の議論になるものと考えます。この辺りが、本日予定しております「自治についての現状把握」の部分であります。問題が明らかになればそれに対する対応策を考えることとなります。これが次回予定をしていた「新たな自治に向けての改善策」ということとなります。この過程を経て、条文として盛り込むべき問題であるのかどうかなどの精査を図りながら、条項に盛り込む内容として絞り込んでいくというのがその次にテーマというように設定してきております。まちづくり基本条例であるのか自治基本条例であるのかは、これらの議論の結果として表れるものと考えています。

また、前文の検討に3回の会議を充てることとなっておりますが、前文は条例制定の趣旨、基本的な考え方、制定者の決意などが盛り込まれることとなり、端的に条例の内容を伝えるものであること、また、原町市における「みんなのまちづくり基本条例をつくる会」においても、最も関心を持って議論いただいた経過があることからです。

■ 議長

自治の現状把握に至らないかもしれませんが、皆さんとの共通認識を少しずつ形作っていければ良いと考えます。自治の現状についての意見をお願いいたします。

■ 委員

自治というものが身近なものとの実感が持てないでいます。

■ 委員

市民としての「意識」があるのかということなのかと考えています。

■ 研究会委員

ごみ問題ひとつを取り上げても自治ということに結びつくのではないかと考えます。生活しているうえでのどのようなことでも良いのではないのでしょうか。

■ 議長

自治ができていないこと、自治を阻害していること、自治ができていないこと、自治の萌芽と4つに分けて議論するようになっていますが、初めは分けなくて意見を述べていただきたいと思います。

■ 研究会委員

「市民が」「行政が」などのランダムな主語を入れると話しやすくなるのではないのでしょうか。

■ 委員

原町市における「みんなのまちづくり基本条例をつくる会」においても自治についての勉強はあまりしなかったと思いますし、議論もなかったように思います。「まちづくり」は皆が理解できてなじみやすかったと思います。

自治といわれると、非日常的に感じます。「税金を払っているのだからその分のサービスを」というところに止まらず、「市民一人ひとりが、協働、協力し合いながら住民としての取り組みをしていきましょう」というほうがなじみやすいと感じます。

権利や自治という表現になるとわからなくなります。

■ 委員

本懇談会委員に公募をするとき、自治基本条例に関する市民懇談会委員なのに「まちづくり」に関する小論文を添えることになっていたので戸惑いました。自治とまちづくりを正しく使い分けられているのだろうかと感じました。

市民が参加できるのがまちづくり、市民の参加ができないところの自治という印象を持っています。

■ 議長

自治の定義として、「私たちの地域を、市民も行政も議会も自らの責任をもって、より良い方向に導くこと」とされていますが、これでよいのだろうかとの疑問もあります。

■ 委員

第2回の学習会の際に、山口先生は、自治基本条例とまちづくり基本条例の違いについて、「主権者である市民が行政に義務を課す」内容になっているのが自治基本条例であるとの説明をされていました。

条例は、市民が身近に感じられるものである必要があると思います。

■ 委員

市民一人ひとりが個人として行政に対峙しても、それは苦情に終わってしまいます。条例は行政に対して義務を課すものでなければ意味が無いように思っています。

■ 委員

自治基本条例にするのかまちづくり基本条例にするのかで条文が変わってくるものと思います。まちづくりという言葉は「ほわぁん」とした感じでよいのですが、私たち市民もしっかりするから、行政もしっかりして欲しいという意味をこめて自治基本条例のほうが良いように思います。

■ 委員

理想と現実には大きなギャップがあると、その理想はお題目で終わってしまうと思います。既存の機構をよりよいものにしようとするとき、一方の立場のものばかり強くなってはいけないのだと思います。条例は、市民が生活しているものとして共感の持ちやすいものであったほうが、市民同士が協働・協力するうえで望ましいものと考えます。

私たちは、自治という言葉に慣れていないのではないのでしょうか。日常生活との関連を感じられなくては、意味のないものになってしまうのではないかと思います。

■ 委員

「自治」と「まちづくり」のどちらが良いのかは、その言葉の源泉を含めて今後議論していく必要があるものと考えます。

■ 委員

現実に近いところ、日常生活と関連のあるところに位置付けることが必要と考えます。

■ 委員

20年、30年先の将来も見据えておく必要もあると思います。

■ 議長

行政に対する歯止めが必要であると考えます。市民と行政は対等ではなく、納税の義務を果たしている市民が上であると思います。

議題に入ろうとすると疑問がでてくるというような状況となっています。次回は、自治あるいは基本条例がなぜ必要なのかなどといった疑問の解消を図るための会議にいたします。

《その他の決定事項》

- 「第2土曜日の午後」「第4火曜日の夜」とされた会議開催日については、次回改めて協議することとする。
- 次回会議日程は、予定では5月22日とされるが、5月23日に変更して実施する。
- 疑問等の解決のために、事務局へ資料の提出を求めるなどの要望がある場合には、5月16日までにFAX等で連絡する。
- 今回から「ふりかえりシート」を活用する。会議開催の1週間前までに事務局へ提出。
- 小論文についての「公文書開示請求」あり。名前を伏して開示する。